

Title	平良氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.4 (1967. 4) ,p.159- 161
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平良氏学位請求論文審査要旨

論文題目「アメリカにおける法の抵触に関する研究」

論者の提出論文は、「アメリカにおける法の抵触に関する研究」と題され、その主要な部分は、五十の州という独立した法域を含むアメリカにおいて、各州の法の相互の間で生ずる抵触、さらに連邦法と州法との間に生ずる抵触からどのような問題が生まれ、それがいかに調整されているかを、理論的かつ実証的に究明することにあるとされている。論者の意図は、これらの問題の分析を通じて、連邦国家であるアメリカの法制を真に理解するために最も基本的と考えられる課題に答えようとするものである。

本論文は、序論のほか三篇に分けて叙述されている。序論は、イギリスのコモン・ローがアメリカに継受された事情を要をえて記述したものである。それは、法の継受の歴史の検討としては簡単であるが、州のコモン・ローと連邦のコモン・ローの意味を明らかにして、第一篇以下に扱われる問題の所在を示すことにより、本論文全体の導入部をなすものである。

第一篇「連邦と州との関係」は、連邦裁判所における判決の法則として州法がいかなる役割を果たすかについて論じ、また州市民籍

の相違にもとづく連邦裁判所の管轄権に関する諸問題を考察するなど、連邦と州との関係に視点をむけた論究をおさめている。まず、連邦裁判所の判決規範として裁判所法の定める「諸州の法」が州の判例法を含むかどうかについての重要判例であるスウィフト対タイソン事件（一八四二年）とリー鉄道会社対タムキンズ事件（一九三八年）の二つの連邦最高裁判所の判決を中心として歴史的に考察する。そこでは、土地の権利に関する事項のような地方的事項を除き、一般的な性格をもつ問題について、連邦のコモン・ローを連邦裁判所が発展せしめうることを容認したスウィフト事件から、この判例を変更し、実体法の分野で連邦とかがわりのないところでは、州法が支配し、統一的な連邦のコモン・ローは生成できないとしたタムキンズ事件に至る過程がどのように推移したか、さらに、連邦の結合の強化という方向に逆行するようにみえるタムキンズ事件の判旨が、その後どのように解釈され評価されてきたかを、多くの判例の分析によつてあとづけながら、精密に検討している。

ついで、州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権に論及し、それを廃止しようとする動きを紹介しながら、とりあえず一九五八年の法律改正によつて連邦裁判所の負担の軽減がはかられたことによつて、その管轄権の存廃の理論的考察が遠のいたことが指摘され、またタムキンズ事件の判決によつて、州市民籍の相違にもとづく事件において、連邦裁判所は州法に従つて判決するものとされ、そこで抵触法規上の問題に直面せざるをえなくなつたことに依つて生じた適用法規選択に関する微妙な論点が解明されている。さらに論者は

連邦裁判所の判決が州において既判力を認められ、その執行が保障されるためにどのような法的なしくみがとられているかを考察しそれに関連して連邦裁判所が州裁判所の審理に対して干渉しうる可能性のあることの推測をいくつかの判例を通じて論証している。そして第一篇の最後で、州際間の経済交流がはげしく、多数の州にわたって法人が企業を営んでいるところから複雑な問題を生ずる法人の裁判籍の決定についての諸問題を検討している。

第二篇「州相互間の問題」は、転じて、州法の間を生ずる低触を、いくつかの具体的な問題をとりあげて考察している。まずはじめに、州外における婚姻が論ぜられ、婚姻の成立はその挙行地法によるというコモン・ローの原則をたてまえとしながらも、婚姻成立要件の相違を利用して、ある州法の適用を回避する婚姻が行なわれることによつて、その州の政策と低触する可能性をどう処理するかが究明されている。ついで、豊富な判例を検討することによつて州外における離婚がどのような効力をもつかについて精密な説明がなされている。アメリカにおける州際的な法の低触において、離婚は最も興味のある問題であると同時に複雑な問題を生むものであるだけに、論者の分析は周到である。そして、離婚判決にはしばしば扶養料に関する判決がともなうのであるが論者は、さらに州外に住む当事者が実際に支払を保障される手段があるか、またその判決は州外の財産に及びうるかという、身分法と強制執行法の交錯する面を法の低触の視野にたつて考察しており、この章は、具体的問題の解明を通じてアメリカ法制の複雑な機構から生まれる複合的な法律問題の

考え方に光をあてたものといつてよい。第二篇の最後には、不法行為の成立と効力の準拠法として、一般的に不法行為地法（それは結果発生地法と理解されている）主義がとられているが、マス・コミュニケーションの発達によつて、各章毀損事件についてその原則がゆきつまつたことを指摘し、連邦制の利点を生かしながらそれがどのように解決されているかを興味深く叙述しているのである。

第三篇「アメリカ法上の若干の問題」は、以上に考察してきた法の低触に関する問題という本論文の主体を補足する役割をもつと思われる論稿をまとめたものである。まず、裁判は既存の法を宣明し適用するものであると解する宣明説と、裁判を通じて法が作り出されると考える創造説とを対比しながら、アメリカにおける法思考の特質が考察される。論者は伝統的な宣明説に対して、多彩な創造説の考え方が生まれたことを示し、その背景となる諸要因とそれに対する批判を検討している。そしてつづいてこの批判でとりあげられたリステイトメントについて、その生まれてきた原因、その性格、その弱点と限界などに克明に論及している。

さらに第三篇の残りの三章では、やや論点を変え、まず第二篇で扱った問題の処理について本居を定める意思の証明が重要であることにふれつつ、一般に証拠法において人の精神状態の証明に関して提起される問題を検討し、ついで、英米における判決の既判力に考察を加えることとし、これを歴史的な背景のうちに把握するとともに、それが判決による禁反言としてコモン・ローに由来する禁反言の法理と結びついていることを明らかにし、さらに、現在においても残つ

ているいわゆる附隨的禁反言とどのような關係にたつかを判例の分析を通じて説明しているのである。

以上は、本論文の内容を要約したものである。本論文は、すでに指摘したように、連邦法と州法との抵触、州法相互の抵触という連邦国家の法体系に特有の問題を深く掘りさげ、それを一方では判例分析によつて実証的に追求し、他方でその基底にある理論的な操作を究明したものである。これらの問題の解明は、およそ連邦国家の法を理解するために必要不可欠な作業といわねばならない。しかるにわが国におけるアメリカ法研究、とくに戦後の研究は、その質と量とにおいてみるべきものがあつたにもかかわらず、論者が本論文でとりあげた基本的な問題はこれまでほとんど考察されることはなかつた。論者が、このような地味な課題に対して、着実な学風をもつて迫り、複雑で困難な諸問題を明らかにしたことは、本論文の大きな功績である。いわば、日本におけるアメリカ法研究に存した重大な空白を埋めた研究であるといふことができる。このようにわが国の学界において未開拓の領域であるにかかわらず、論者は豊富な資料を駆使し、アメリカの学説を渉猟し、比較法研究の適切な方法論のもとに、問題点を克明に究めたことは、本論文の価値を高めている。さらに、本論文で扱われた問題は、直接にわが国の法解釈につながるものではないが、今後の日本法で発生するであろう問題の検討に対して示唆を与えるところも少なくないであろう。

他方で、本論文にも欠陥がないではない。時期を異にして書かれた論文を集成したものであるために、若干の重複のあることはとも

かくとして、一つの論文としてみるとときにやや統一性を欠く観を免れない。とくに第三篇は、それぞれが重要な問題を扱うものではないが、必ずしも論文の主題と結びつかない研究を寄せ集めた嫌いがある。アメリカにおける法の抵触をめぐる研究としては、第一篇と第二篇とをさらに充実させることが望ましかつたといふべきであろう。しかしながら、このような欠陥はあるにしても、それは前人の未踏の分野における困難な問題に対して成果をあげた論者の功績をそこなうものではなく、本論文は法学博士（慶應義塾大学）の学位を与えるに値するものと認められる。

昭和四十二年二月十日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 小池 隆一

副査 東京大学教授 法学博士 伊藤 正己
慶應義塾大学講師

副査 慶應義塾大学教授 法学博士 伊東 乾